第四十八条第二項	支店	従たる事務所
	会社法第九百三十条第二項各号	保険業法第六十四条第三項において準用する会社法第九百三十条第二項各号
	会社成立	相互会社成立
第四十九条第一項	本店	主たる事務所
	会社	相互会社
	支店	従たる事務所
第四十九条第三項及び第五十条第一項	本店	主たる事務所
第五十条第二項	本店	主たる事務所
	支店	従たる事務所
第五十条第三項	本店	主たる事務所
	会社	相互会社
第五十条第四項	支店	従たる事務所
第五十一条第一項	本店	主たる事務所
第七十八条第一項	持分会社	相互会社
第七十八条第三項	第二十四条各号	第二十四条各号（保険業法第六十七条において準用する場合を含む。）
第八十二条第二項	本店	本店又は主たる事務所
	前項	保険業法第百七十条第三項において準用する前項
第八十二条第三項	本店	本店又は主たる事務所
	第一項	保険業法第百七十条第三項において準用する第一項
	第八十条又は前条	同条第三項において準用する第八十条又は前条
第八十三条第一項	本店	本店又は主たる事務所
	第二十四条各号	第二十四条各号（保険業法第六十七条において準用する場合を含む。）
第八十三条第二項	本店	本店又は主たる事務所
第百三十四条第一項第一号	第五号	第五号（これらの規定を保険業法第六十七条において準用する場合を含む。）

第十一条の四第一項の表第四十四条の二第一項の項を次のように改める。

第四十四条の二第一項	定款	第七十七条第一項の決議
	相互会社	組織変更をする株式会社

第十一条の四第一項の表第七十四条第一項の項中「第七十四条第一項」の下に「及び第二項」を加え、「保険契約者は」を「保険契約者」に、「総代は」を「総代」に改め、同表第七十四条第二項の項を削り、同表第七十四条第三項の項を次のように改める。

第七十四条第三項	これらの規定	これらの規定（同法第七十五条第三項及び第四項、第七十六条第五項、第七十八条並びに第八十一条第三項を除く。）
	前項	前項

第十一条の四第三項の表第七十五条第三項の項中「この条」の下に「並びに第八十一条第二項及び第三項」を、「」。次条第四項」の下に「及び第五項」を加え、「主たる事務所。次条第四項」を「主たる事務所。同条第四項」に改め、同表第七十五条第四項の項中「事業時間。次条第五項」を「事業時間。同項」に改め、同表第八十一条第二項の項中「（保険業法第六十九条第四項第一号に規定する組織変更後相互会社をいう。以下この条において同じ。）」を削り、同表第八十一条第三項の項中「同じ。）」を「同じ。」に、「債権者）」を「債権者」に、「事業時間）」を「事業時間」に改め、同項の次に次のように加える。

第八百三十一条第一項第一号及び第二号	定款	保険業法第七十七条第一項の決議
第八百三十一条第二項	定款	保険業法第七十七条第一項の決議
	同項	前項

第十二条の五第一項の表第八十九条第三号の項を次のように改める。

第八十九条第三号	会社法第七百九十九条第二項	保険業法第九十六条の五第三項において準用する会社法第七百九十九条第二項
	同条第三項	保険業法第九十六条の五第三項において準用する会社法第七百九十九条第三項

第十二条の五第三項の表第九十条第七号の項を次のように改める。

第九十条第七号	株式移転完全子会社	組織変更株式移転をする相互会社又は保険業法第九十六条の九第一項第九号の株式会社